

データ伝送による総合振込に関する契約書

_____ (以下「甲」という)と中央労働金庫 _____ (以下「乙」という)とは、甲の支払先 (以下「受取人」という) に対するデータ伝送による総合振込事務を乙に委託するにあたり、別に差し入れた「ろうきんデータ伝送サービス利用申込書 (兼口座振替依頼書)」(以下「利用申込書」という) および「ろうきんデータ伝送サービスセキュリティコード登録票」(以下「セキュリティコード登録票」という) の各項によるほか、次のとおり契約する。

第1条 (データ伝送)

1. コンピュータ間接続

- (1) 甲は乙と各種データの伝送を行うため、双方のコンピュータを通信回線により接続する。
- (2) 甲と乙は、前項の回線接続を利用してデータ伝送の授受を行うものとする。

2. 回線接続仕様およびデータ仕様

- (1) データ伝送するにあたっての通信制御手順およびデータの仕様等については、利用申込書およびセキュリティコード登録票によるものとする。
- (2) 回線接続仕様等を変更する場合は、事前に書面にて相手方に通知するものとする。

3. 取扱時間

- (1) 甲と乙との間のデータ伝送の取扱時間は、「ろうきんデータ伝送サービス利用規定」によるものとする。
- (2) 回線の不通・機器障害並びにその他の事情により連絡ができなかった場合は、甲は乙と協議のうえ対策を講じるものとする。

4. データの授受

- (1) 乙が受信した甲の確認コード (センター確認コード、パスワードおよびファイルアクセスキー等) が、甲があらかじめ届け出た確認コードと一致した場合は、乙は送信者を甲とみなすものとする。
- (2) 乙はこの一致を確認して取扱ったうえは、確認コードについて不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について乙は責を負わないものとする。

<明細データの件数、金額の照合をファクシミリによる「ろうきんデータ伝送サービス連絡票」により行う場合>

- (3) 甲は、総合振込データの送信と同時に、その件数と金額の総計が記載された「ろうきんデータ伝送サービス連絡票」(以下「連絡票」という) を乙に交付する。総合振込データと連絡票の件数・金額が一致した場合は、正当とみなして処理するものとし連絡票の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について乙は責を負わないものとする。

なお、合計件数・金額等が不一致の場合は、甲は乙と協議のうえ処理するものとする。

<明細データの件数、金額の照合を AnserDATAPORT センターのデータ照合機能を利用して行う場合>

- (3) 甲は、総合振込データを AnserDATAPORT センター経由で乙へ伝送するにあたり、自己の責任で照合データを AnserDATAPORT センターへ送信し、照合を完了させる。この場合において、甲が AnserDATAPORT センターへ照合データの送信を失念する等してデータ照合を完了せず、照合済データが乙へ伝送されなかったことに起因して生じた損害や、照合データの不正使用その他事故によって生じた損害について、乙は責を負わないものとする。

※VALUX センターから AnserDATAPORT センターへ連携する場合も同様とする。

第2条 (総合振込事務の委託)

甲は、受取人に対する支払について甲の指定する金融機関口座への総合振込事務の取扱いを乙に委託する。

第3条 (振込指定口座の確認)

甲は、乙に振込を委託するにあたって、事前に振込指定預金口座の銀行・支店名、預金種目、口座番号等の確認を行うものとする。

第4条 (振込手続)

1. 甲は、本契約書に定めた取扱要領および利用申込書にもとづき、振込明細を乙に伝送する。
2. 乙は、前項の振込明細にもとづき、振込指定日に指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行う。
3. 甲は、前1項により振込明細を乙に引き渡した後は、一切その内容を変更しないものとする。

第5条 (資金決済)

1. 甲は、本契約にもとづく総合振込資金を、振込指定日の前営業日迄に乙へ交付する。
2. 乙は、総合振込資金を、利用申込書に記載の甲の指定預金口座から振込指定日の当日に引落するものとする。
なお、この際、甲は当座勘定規定および普通預金規定の定めにかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出を省略するものとする。

第6条 (振込不能の取扱い)

乙は、被振込金融機関より振込不能の連絡を受けた場合は、すみやかにその内容を甲に連絡する。

第7条 (取扱手数料)

甲は乙に対し、乙所定の方法により乙所定のデータ伝送および総合振込事務取扱いに要する手数料を支払うものとする。

第8条 (障害時等の取扱い)

回線の不通・機器障害およびその他の事情により、甲が所定のデータ伝送時間内にデータ送信できなかった場合、および乙が振込手続を行えない場合は、甲と乙は協議のうえ対策を講ずるものとする。

第9条 (守秘義務)

1. 甲ならびに乙は、委託業務の遂行に伴い相手方より預託または提供を受けた業務上の情報のうち、個人情報および相手方が秘密である旨を指定した情報 (以下「秘密情報」という) を、事前に相手方から承諾を受けることなく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか1つに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 相手方から預託または提供を受けたとき、既に公知であった情報
 - (2) 相手方から預託または提供を受けた後、公知となった情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (4) 相手方から預託または提供を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
2. 甲ならびに乙は、相手方より預託または提供を受けた秘密情報を本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、当該秘密情報を目的外に使用することが必要なときは、相手方の承諾を受けるものとする。
3. 甲から預託された秘密情報が委託業務遂行上不要となったとき、あるいは本契約が終了または解除されたときは、乙は、遅滞なくこれらの情報を甲に返却し、本契約遂行上作成した複製物については破棄、滅失しなければならない。
4. 甲ならびに乙は、本契約を遂行するための業務に従事する者 (役員を含む) に対して秘密保持を誓約させるなど必要かつ適切な措置を講じ、当該業務に従事する者の秘密保持に関して責任を持つものとする。
5. 本条に定めた秘密保持に関わる事項は、本契約終了後も効力を有する。

第10条 (個人情報の保護)

甲ならびに乙は、個人情報の取扱いについて、前条の定めに従うほか、個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定に従って適正な取得、利用および保管・管理をしなければならない。

第11条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- 甲ならびに乙は、相手方に対し、自らまたは役員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 甲ならびに乙は、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 甲ならびに乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことをそれぞれ相手方に対し表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準じる行為
- 甲ならびに乙は、再委託を認めたときは、再委託先（再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明し、かつ将来にわたっても確約する。
 - 再委託先が第1項に定める反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - 再委託先が第2項に定める反社会的勢力等と、第2項各号のいずれかに該当する関係を持たず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - 再委託先が第3項各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ将来にわたっても行わないこと。
 - 再委託先が本項第1号から第3号に違背した場合には、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること。
- 甲ならびに乙は、相手方が第1項から第4項の規定に基づく表明・確約に反していることが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、本契約を直ちに解除することができるものとする。この場合、相手方に損害または損失が生じたとしても、解除権を行使した者（以下、「解除者」という。）は、これを賠償する責をいっさい負わないものとする。なお、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第12条（損害負担）

乙は、この契約にもとづく委託事務の取扱いについて、乙の責に帰することができない事由により生じた甲の損害については、その損害賠償の責を負わないものとする。

第13条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲と乙は協議のうえ定めるものとする。

第14条（契約の解除）

この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとする。

ただし、甲の乙に対する解約の通知は利用申込書による。

第15条（有効期間）

この契約の有効期間は、締結の日から1か年間とする。

ただし、有効期間満了の日から3か月前迄に甲・乙いずれか特段の意思表示がない場合は、有効期間をさらに1か年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

本契約成立の証として、本契約書を2通作成し、それぞれ記名・捺印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

データ伝送による総合振込に関する契約書

_____ (以下「甲」という)と中央労働金庫 _____ (以下「乙」という)とは、甲の支払先 (以下「受取人」という) に対するデータ伝送による総合振込事務を乙に委託するにあたり、別に差し入れた「ろうきんデータ伝送サービス利用申込書 (兼口座振替依頼書)」(以下「利用申込書」という) および「ろうきんデータ伝送サービスセキュリティコード登録票」(以下「セキュリティコード登録票」という) の各項によるほか、次のとおり契約する。

第1条 (データ伝送)

1. コンピュータ間接続

- (1) 甲は乙と各種データの伝送を行うため、双方のコンピュータを通信回線により接続する。
- (2) 甲と乙は、前項の回線接続を利用してデータ伝送の授受を行うものとする。

2. 回線接続仕様およびデータ仕様

- (1) データ伝送するにあたっての通信制御手順およびデータの仕様等については、利用申込書およびセキュリティコード登録票によるものとする。
- (2) 回線接続仕様等を変更する場合は、事前に書面にて相手方に通知するものとする。

3. 取扱時間

- (1) 甲と乙との間のデータ伝送の取扱時間は、「ろうきんデータ伝送サービス利用規定」によるものとする。
- (2) 回線の不通・機器障害並びにその他の事情により連絡ができなかった場合は、甲は乙と協議のうえ対策を講じるものとする。

4. データの授受

- (1) 乙が受信した甲の確認コード (センター確認コード、パスワードおよびファイルアクセスキー等) が、甲があらかじめ届け出た確認コードと一致した場合は、乙は送信者を甲とみなすものとする。
- (2) 乙はこの一致を確認して取扱ったうえは、確認コードについて不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について乙は責を負わないものとする。

<明細データの件数、金額の照合をファクシミリによる「ろうきんデータ伝送サービス連絡票」により行う場合>

- (3) 甲は、総合振込データの送信と同時に、その件数と金額の総計が記載された「ろうきんデータ伝送サービス連絡票」(以下「連絡票」という) を乙に交付する。総合振込データと連絡票の件数・金額が一致した場合は、正当とみなして処理するものとし連絡票の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について乙は責を負わないものとする。

なお、合計件数・金額等が不一致の場合は、甲は乙と協議のうえ処理するものとする。

<明細データの件数、金額の照合を AnserDATAPORT センターのデータ照合機能を利用して行う場合>

- (3) 甲は、総合振込データを AnserDATAPORT センター経由で乙へ伝送するにあたり、自己の責任で照合データを AnserDATAPORT センターへ送信し、照合を完了させる。この場合において、甲が AnserDATAPORT センターへ照合データの送信を失念する等してデータ照合を完了せず、照合済データが乙へ伝送されなかったことに起因して生じた損害や、照合データの不正使用その他事故によって生じた損害について、乙は責を負わないものとする。

※VALUX センターから AnserDATAPORT センターへ連携する場合も同様とする。

第2条 (総合振込事務の委託)

甲は、受取人に対する支払について甲の指定する金融機関口座への総合振込事務の取扱いを乙に委託する。

第3条 (振込指定口座の確認)

甲は、乙に振込を委託するにあたって、事前に振込指定預金口座の銀行・支店名、預金種目、口座番号等の確認を行うものとする。

第4条 (振込手続)

1. 甲は、本契約書に定めた取扱要領および利用申込書にもとづき、振込明細を乙に伝送する。
2. 乙は、前項の振込明細にもとづき、振込指定日に指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行う。
3. 甲は、前1項により振込明細を乙に引き渡した後は、一切その内容を変更しないものとする。

第5条 (資金決済)

1. 甲は、本契約にもとづく総合振込資金を、振込指定日の前営業日迄に乙へ交付する。
2. 乙は、総合振込資金を、利用申込書に記載の甲の指定預金口座から振込指定日の当日に引落するものとする。
なお、この際、甲は当座勘定規定および普通預金規定の定めにかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出を省略するものとする。

第6条 (振込不能の取扱い)

乙は、被振込金融機関より振込不能の連絡を受けた場合は、すみやかにその内容を甲に連絡する。

第7条 (取扱手数料)

甲は乙に対し、乙所定の方法により乙所定のデータ伝送および総合振込事務取扱いに要する手数料を支払うものとする。

第8条 (障害時等の取扱い)

回線の不通・機器障害およびその他の事情により、甲が所定のデータ伝送時間内にデータ送信できなかった場合、および乙が振込手続を行えない場合は、甲と乙は協議のうえ対策を講ずるものとする。

第9条 (守秘義務)

1. 甲ならびに乙は、委託業務の遂行に伴い相手方より預託または提供を受けた業務上の情報のうち、個人情報および相手方が秘密である旨を指定した情報 (以下「秘密情報」という) を、事前に相手方から承諾を受けることなく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか1つに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 相手方から預託または提供を受けたとき、既に公知であった情報
 - (2) 相手方から預託または提供を受けた後、公知となった情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (4) 相手方から預託または提供を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
2. 甲ならびに乙は、相手方より預託または提供を受けた秘密情報を本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、当該秘密情報を目的外に使用することが必要なときは、相手方の承諾を受けるものとする。
3. 甲から預託された秘密情報が委託業務遂行上不要となったとき、あるいは本契約が終了または解除されたときは、乙は、遅滞なくこれらの情報を甲に返却し、本契約遂行上作成した複製物については破棄、滅失しなければならない。
4. 甲ならびに乙は、本契約を遂行するための業務に従事する者 (役員を含む) に対して秘密保持を誓約させるなど必要かつ適切な措置を講じ、当該業務に従事する者の秘密保持に関して責任を持つものとする。
5. 本条に定めた秘密保持に関わる事項は、本契約終了後も効力を有する。

第10条 (個人情報の保護)

甲ならびに乙は、個人情報の取扱いについて、前条の定めに従うほか、個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定に従って適正な取得、利用および保管・管理をしなければならない。

第11条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- 甲ならびに乙は、相手方に対し、自らまたは役員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 甲ならびに乙は、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 甲ならびに乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことをそれぞれ相手方に対し表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準じる行為
- 甲ならびに乙は、再委託を認めたときは、再委託先（再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明し、かつ将来にわたっても確約する。
 - 再委託先が第1項に定める反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - 再委託先が第2項に定める反社会的勢力等と、第2項各号のいずれかに該当する関係を持たず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - 再委託先が第3項各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ将来にわたっても行わないこと。
 - 再委託先が本項第1号から第3号に違背した場合には、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること。
- 甲ならびに乙は、相手方が第1項から第4項の規定に基づく表明・確約に反していることが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、本契約を直ちに解除することができるものとする。この場合、相手方に損害または損失が生じたとしても、解除権を行使した者（以下、「解除者」という。）は、これを賠償する責をいっさい負わないものとする。なお、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第12条（損害負担）

乙は、この契約にもとづく委託事務の取扱いについて、乙の責に帰することができない事由により生じた甲の損害については、その損害賠償の責を負わないものとする。

第13条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲と乙は協議のうえ定めるものとする。

第14条（契約の解除）

この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとする。

ただし、甲の乙に対する解約の通知は利用申込書による。

第15条（有効期間）

この契約の有効期間は、締結の日から1か年間とする。

ただし、有効期間満了の日から3か月前迄に甲・乙いずれか特段の意思表示がない場合は、有効期間をさらに1か年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

本契約成立の証として、本契約書を2通作成し、それぞれ記名・捺印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙